

平成31年度事業計画書

1 基本方針及び重点事項

(1) 基本方針

当会は、「税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する」ことによって「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」を行うことを主目的とし、公益社団法人として誠実かつ積極的に公益目的事業の展開を図るとともに、会員のための福利厚生制度の充実や地域社会と地域企業の健全な発展のための支援を積極的に推進することとする。

(2) 重点事項

① 公益社団法人の定着に向けて

平成23年3月に千葉県から「公益社団法人」の認定を受けたことにより、当会の更なる基盤整備を図りつつ、会員それぞれが当会を通じて社会貢献していることを認識し、公益社団法人としての事業推進と地位の確保を図る。

イ 会計基盤の充実

当会においては、平成20年に整備された「公益法人会計基準」に則った会計処理を誠実に実行しており、今後も明瞭性・透明性・合理性を確保するために会計基盤（本会・ブロック・部会）をより確実に整備して定着させることとする。

ロ 公益目的事業の推進

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の認定基準に「公益事業比率が50%以上となる」ことが定められているため、この認定基準をクリアする公益目的事業（税務行政協力としての「研修会」「租税教育」「税の啓発・広報活動」のほか、地域社会への貢献活動事業・経営支援事業）を積極的に展開し、公益社団法人としての社会的使命を果たすと共に、毎年継続的に「公益事業比率が50%以上」となるよう努めることとする。

② 会活動の原点となる支部・ブロック活動の活性化

支部・ブロックは会員にとって一番身近な存在であり、支部・ブロックの事業活動が法人会の事業活動の原点であることを踏まえ、支部・ブロックの活性化が法人会活動をより発展させることを認識し、次の施策を実施する。

イ 支部・ブロックの組織の確立

支部・ブロックの事業活動を円滑かつ活発に展開するには、本会、ブロック、支部、会員へと情報が滞ることなく伝達されることが重要である。それには、支部長・ブロック長を中心とした活発な活動をする組織の確立が重要である。

そこで、支部・ブロックにおいて法人会活動を理解し、積極的に行動してくれる人物を役員（幹事）に登用することにより、組織を確立し情報伝達の円滑化を図ることとする。

ロ 支部・ブロックにおける役員の役割分担の明確化

支部・ブロックの事業を円滑に推進するためには、支部長・ブロック長のみの活動では限界があり、副支部長・副ブロック長及び支部役員・ブロック役員の補佐が必要不可欠である。

そこで、これら役員の役割分担を明確にし、それぞれが自覚を持って与えられた役割（新規会員・役員の発掘、情報伝達、行事への参加の呼びかけ、物品等の配付）を果たすことにより一人の役員に負担が集中することなく、各々が活発な活動をすることにより支部・ブロック内会員との意思の疎通を図り、事業を積極的かつ円滑に推進する。

ハ 年間事業計画等の早期策定及び会員への周知

支部・ブロックにおける年間事業計画を、本会事業と調整しつつ早期に策定し、その事業計画を支部役員・会員等に周知して事業への参加を促進する。

特に、支部・ブロックの役員会は、理事会及び会員増強、会費収納強化期間等に合わせて年4回以上の開催をする。また、開催日を早期に策定し、それを役員に周知して支部役員の予定を先取りすることにより、役員会への参画を促す。

ニ 他支部・他ブロックとの交流、情報交換

他の支部・ブロックが行っている事業等の長所を、その後の事業に効果的に活用してもらうために、各支部・各ブロックの活動状況等の情報交換を積極的に行う。

ホ 会員間交流会の積極的開催

支部、ブロック、本会において、会員間の親睦会を含む交流会を積極的に開催し、異業種間交流を図ることにより会員相互の意思疎通と情報の共有化を図る。

③ 委員会運営の活性化

本会事業の企画・実行を分担する各委員会を円滑かつ活発に運営するため、ブロック役員を各委員会委員として派遣することにより、委員会とブロックの相互協力を図る。また、ブロック役員は、委員会の決定事項をブロック・支部の他の役員や会員に速やかに伝達して、会員の本会事業への理解を深めるように努める。更に、各委員会の事業を相互に理解し、全体として事業が円滑かつ活発に実行できるように、各委員会から他の委員会に連絡員を派遣するとともに、事業が関連する委員会の合同会議の推進を図る。

④ e-Tax利用の更なる促進

効率の良い政府を提案している法人会は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利便促進が、行政の効率化ひいては「電子政府」の実現に繋がると考えているので、引き続き会員企業だけでなく納税者全員に向けたe-Tax利用の促進に、なお一層取り組むこととする。同時にeLTAX（地方税電子申告システム）推進にも協力する。

⑤ 消費税の軽減税率制度導入への対応

平成31年10月の消費税増税に合わせて、軽減税率制度が導入されるが、初めて導入される制度であり、会員等の理解を深めるためにあらゆる機会を通じて当制度の周知を図る。

⑥ 財政基盤の確立

当会の運営に要する資金は、会員からの一般会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金並びに会員の事業参加による事業参加費によって賄われている。

平成29年度に一般会費を値上げしたことにより、公益目的事業を安定的に推進する財政基盤を確立することができたが、消費税率の引き上げや郵送料（ゆうメール）の値上げ

等があるため、引き続き経費の節減を図り、安定的な資金運営に努めていくこととする。

⑦ 目に見える分かり易いメリットの推進

法人会が展開している福利厚生制度は、経営者や会員の社員にとって極めて大切で有利な制度であるとともに、企業経営にとっても重要な制度である。更には、これらの活用の一部が本会の大きな財源であることを認識し、その利用の促進を図る。

なお、現在行われている会員にとって目に見えるメリットである福利厚生制度を会員に周知するとともに、会員がメリットと思える各種会員割引制度等の開拓が重要課題となっている。そのため、本会のみならず県内各単位会との連携を図り、各種会員割引制度等の開拓に積極的に取り組むこととする。

2 主な事業計画

(1) 税の啓発活動

① 税制及び税務に関する研修会・講習会の実施

- イ 新設法人・決算期別法人説明会
- ロ 法人税確定申告書の書き方講習会
- ハ ブロック別に開催する税務に関する実務講習会・税務研修会
- ニ 源泉所得税を主体とする実務研修会
- ホ 税制・税務に関するセミナー
- ヘ 「市民のための税金教室」の実施
- ト 「租税教室」及び「税に関する絵はがきコンクール」の実施
- チ 租税に関する教材・資料の配布
- リ 船橋市租税教育推進協議会への参加による租税教育の推進

② 租税に関する広報

- イ 機関紙及びホームページによる租税関連情報の広報
- ロ 街頭における租税広報及び啓蒙活動
- ハ 広告塔利用による確定申告期間等周知広報
- ニ 会員企業の店頭における税務関係ポスター等掲示広報

(2) 税制提言活動

- ① 税制改正に関するアンケート等の実施
- ② 税制改正に関する要望書の提出
- ③ 税制改正要望事項実現のための陳情等の実施

(3) 経営支援活動

- ① 企業経営に役立ち、自己啓発・研鑽の場としての各種講演会の開催
- ② 簿記講座の実施
- ③ 中小企業会計啓発・普及セミナーの実施
- ④ 無料インターネットセミナーの実施
- ⑤ パソコンセミナーの実施
- ⑥ 経営支援関係教材、資料の紹介・配付

(4) 地域発展活動

- ① ふなばし市民まつり「民踊パレード」への参加
- ② 地域活性化のためのイベントへの参加・協賛
- ③ その他ボランティア・チャリティー活動の実施

(5) 福利厚生事業

- ① 経営者大型総合保障保険、ビジネスガード、がん・医療保険等の加入推進
- ② 中小企業向け貸倒保証制度（取引信用保険）の推進
- ③ 生活習慣病健診の実施

(6) 会員支援事業

- ① 親睦会、懇親会、新入会員との懇談会の実施
- ② 海外研修旅行、国内研修旅行の実施
- ③ ブロック・支部・部会の研修旅行の実施
- ④ ゴルフ大会、納涼祭、ボウリング大会等の実施
- ⑤ ビジネスローン（提携融資）に関する紹介
- ⑥ 名入れカレンダーの配付
- ⑦ 会員向け優遇（割引）制度利用の紹介

(7) 会員増強活動

- ① 役員が中心となって、新入会員獲得活動を実施
- ② 協力企業、金融機関、税理士会への会員増強協力要請の実施
- ③ 会員増強グッズの作成・配付
- ④ 会員の退会防止に向けての施策を実施

(8) 規程等の整備・定着

公益社団法人の定款、理事会運営規則等を定着させるとともに、公益社団法人に相応しい規程等にさらなる整備をして定着を図る。

(9) 諸会議の開催

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 正副会長・監事会議
- ④ 正副会長とブロック長の会議
- ⑤ 正副会長と支部長の会議
- ⑥ 各委員会
- ⑦ ブロック役員会、支部役員会
- ⑧ 部会（源泉、女性、青年）役員会

(10) 上部団体行事、会議等への参加

- ① (公財) 全国法人会総連合が主催する事業及び会議等
- ② (一社) 千葉県法人会連合会が主催する事業及び会議等

(11) 友誼団体の行事、会議等への参加

- ① 船橋税務署管内の税務協力団体との連絡協調
- ② 船橋税務署管内の税務協力団体の行事への参加

(12) 功労者表彰の実施

「表彰規程」及び「会員増強功労表彰規程」に基づく当会の功労者を表彰する。

(13) 他の法人会、団体との交流

会務運営及び事業活動を円滑に遂行できるよう千葉県内の法人会を中心に他の単位会との交流を図るとともに税務協力団体や市内の地域振興団体との交流を図る。